第明治三十種郵便物認可

二十八　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　略］		
6	削除	
7	削除	
［8・9　略］		
10	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～5　同左］		
6	(1)　神奈川県横須賀市若松町3－1－6　(57.50) (2)　神奈川県横須賀市坂本町1－7－10　(92.70)	北緯35度16分46秒東経139度40分25秒の地点と北緯35度16分40秒東経139度40分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分35秒東経139度39分54秒の地点と北緯35度16分33秒東経139度39分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分32秒東経139度39分48秒の地点と北緯35度16分30秒東経139度39分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度16分30秒東経139度39分40秒の地点と北緯35度16分29秒東経139度39分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　神奈川県横須賀市若松町3－1－6　(57.10) (2)　神奈川県横須賀市本町3－27　(65.90)	北緯35度16分46秒東経139度40分25秒の地点と北緯35度16分48秒東経139度40分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分50秒東経139度39分56秒の地点と北緯35度16分50秒東経139度39分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度16分51秒東経139度39分48秒の地点と北緯35度16分51秒東経139度39分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［8・9　同左］		
10	(1)　東京都立川市曙町3－18－55　(158.90) (2)　東京都立川市幸町3－17－4　(108.50)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度42分41秒東経139度25分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域